

糸魚川市空家等対策計画 各施策取組状況について

R4.12月末現在

	基本方針に対応する施策	主な取組内容	今後の展開
I 促進 家等 の 情 報 の 把 握 ・ 発 生 の 抑 制 ・ 適 正 管 理 の	1 空家等の情報の把握 (1) 空家等実態調査の実施	・市内全域における空家等の外観目視による不良度判定調査(5年に1回実施) 【参考】直近では、R2年度に空家等実態調査を実施(現地調査件数 970件) ・良好空家について、利活用に関する所有者意向確認を実施(R3.1月実施) ・不良度低空家について、利活用に関する所有者意向確認を実施(R3.11月実施) ・特定空家相当の一部について、適正管理依頼を実施(R3.12月実施)	R6年度…事前調査(調査対象物件の把握等) R7年度…本調査(業者委託) ※適正管理依頼を実施した特定空家相当のうち、改善が見られない空家については特定空家等に認定し、空家法に基づく助言・指導を実施する。
	(2) 地域等における空家等の状況把握	・区長を対象とした空家勉強会の開催(R4年度は糸魚川地域、能生地域、青海地域で各1回実施) ・空家等実態調査の結果を区長へ提供	継続実施
	2 空家等発生の抑制 (1) 空家等に関する市民への意識啓発	・家屋敷課税対象者に納税通知書とあわせて空家適正管理のチラシを配布 ・固定資産税納税通知書(毎年6月発送)へ適正管理のお願い文書掲載 ・空家対策を市ホームページにて掲載 ・空家発生予防啓発チラシを作成し、高齢者などへ配布	継続実施
	3 適正管理の促進 (1) 管理者意識の醸成	・固定資産税窓口において、相続登記のお願いリーフレット(法務局作成)を配布	継続実施
	(2) 適正管理に向けた情報の提供・相談体制の整備	・空家に関する問い合わせ及び相談への対応 問い合わせ・相談件数 325件(R4.12月末現在累計)※事前予約制の個別相談も実施 内訳:空家所有者 60件 空家を探している人 265件 ※一般社団法人 空き家活用ネットワーク糸魚川が実施	継続実施
II 空家等 の 利 活 用 の 促 進	4 空家等の利活用の促進 (1) 空家等の利活用に対する支援 ・活用可能な空家等所有者等に対する利活用の啓発 ・関係団体等と連携した利活用の促進 ・利活用に係る補助制度の充実 ・除却した空家等の跡地利用	・空家無料相談会の実施(R4.5月、8月、11月実施 合計10件) ・新潟県宅建協会と空家の情報提供等に関する協定に基づく連携 ・補助制度(R4.12月末現在) 空家取得支援事業 3件 1,200,000円 空家改修事業 2件 700,000円 家財道具等処分事業 19件 1,488,000円 空家現況診断支援事業 0件 賃貸住宅家賃支援事業 29件 6,140,000円	継続実施
	(2) 空家情報提供制度(空家バンク)の利活用促進	・空家バンク業務(R4.12月末現在) 登録件数 102件(能生地域 25件、糸魚川地域 57件、青海地域 20件) 成約件数 29件 新規空家利用登録者数 92人	継続実施
III 特 定 空 家 等 の 解 消	5 特定空家等の解消に向けた取組 (1) 適切に管理が行われていない空家等への指導	・危険空き家除却支援補助金(R4.12月末現在) 申請件数 13件 6,500,000円(不良度高:8件、特定空家相当:5件)	継続実施
	(2) 特定空家等への対応	・特定空家等の認定 0件(R4.12月末現在累計:4件) 東中地内…R2.1.16相続人により解体(助言・指導まで実施) 百川地内…R2.7.20略式代執行により解体 青海地内…R3.7.30行政代執行により解体 田伏地内…R3.11.26略式代執行により解体	・R2実態調査において不良度判定の高かった建物のうち、周辺に及ぼす影響が高く危険等が切迫している建物について特定空家に認定する。 その後、空家法に基づく助言・指導→勧告等の手続きを行う。
	(3) 所有者不存在・不明の空家等への対応	・相続財産管理制度の活用 0件 ・略式代執行の実施 2件(百川地内、田伏地内)	継続実施(空家の状況により、関係部署と連携し対応を行う。)
	(4) その他関係法令等に基づく措置	・被害防止措置 1件(寺町地内) ※百川地内、青海地内、田伏地内の措置については代執行による除却工事により解除済	継続実施(空家の状況により、関係部署と連携し対応を行う。)